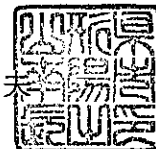


農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第26条第1項に基づく農業者等の協議が行われたので、同項の規定により下記のとおり公表する。

令和2年1月27日

南陽市長 白岩孝夫



記

1 協議の場を設けた区域の範囲

赤湯地区

2 協議の結果を取りまとめた年月日

令和2年1月23日

3 当該区域における今後の地域の中心となる経営体（担い手）の状況

経営体数

法人	5経営体
個人	53経営体
集落営農（任意組織）	—

4 3の結果として、当該区域に担い手が十分いるかどうか

担い手は、十分な状況にはない。

5 農地中間管理機構の活用方法

本市を代表するぶどう栽培地である十分一山地域については、後継者不足等による耕作放棄地の拡大が懸念されている。県や農業委員会、農協等と連携し農地の出し手へ農地中間管理事業のメリットを周知しながら新たな担い手への農地集積が図られるよう推進していく。

また、地域の農地所有者、農業をリタイア・経営転換する人及び担い手の分散錯圖を解消するため利用権を交換しようとする人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。

6 地域農業の将来のあり方

赤湯地区は、土地利用型と果樹の複合経営が主体となっているが、後継者、担い手の不足が見込まれる地域となっている。同時に、農地が荒廃することも懸念されている。今後一層、地区内での後継者の育成・確保や、人・農地プランの中心経営体への農地集積に取り組む。

また、特産品の発掘等による地域おこしも検討し、6次産業化の取組みも進めていく。高付加価値化については、ぶどうのデラウエアから大粒種に切り替えつつ、デラウエアの需要もあることから、高い品質を保ちながら市場を確保していく。

地域の中心となる経営体においては、農業機械や設備の更新等により作業の効率化を図る。

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第26条第1項に基づく農業者等の協議が行われたので、同項の規定により下記のとおり公表する。

令和2年1月27日

南陽市長 白岩孝



記

1 協議の場を設けた区域の範囲

沖郷地区

2 協議の結果を取りまとめた年月日

令和2年1月23日

3 当該区域における今後の地域の中心となる経営体（担い手）の状況

経営体数

法人	5経営体
個人	78経営体
集落営農（任意組織）	—

4 3の結果として、当該区域に担い手が十分いるかどうか

担い手は、十分な状況にはない。

5 農地中間管理機構の活用方法

市や農業関係団体と連携を密にしながら、地域における話し合いなどを通じて農地中間管理事業を周知するとともに、新たな農地の出し手に対し、制度説明を行い、後継者不足による新たな耕作放棄地の発生を防止する。

6 地域農業の将来のあり方

沖郷地区は、土地利用型農業を中心とし、果樹や花卉などにも取組む複合経営が主体となっている。

後継者が不足しているため、その育成・確保が大きな課題となっている。担い手への農地集積による農業経営の効率化、6次産業化も視野に入れながら、JAの愛菜館や宅配を利用した直接販売の割合を増やし、農業所得を増加させ、持続可能な農業集落を目指す。

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第26条第1項に基づく農業者等の協議が行われたので、同項の規定により下記のとおり公表する。

令和2年1月27日

南陽市長 白岩孝夫



記

1 協議の場を設けた区域の範囲

梨郷地区

2 協議の結果を取りまとめた年月日

令和2年1月23日

3 当該区域における今後の地域の中心となる経営体（担い手）の状況

経営体数

法人	—
個人	60経営体
集落営農（任意組織）	—

4 3の結果として、当該区域に担い手が十分いるかどうか

担い手は、十分な状況にはない。

5 農地中間管理機構の活用方法

農林業関連の会合を通じて、農地中間管理事業の周知を図りながら、機構事業を活用するきっかけとする。

なお、農地所有者が農地を貸出す場合は、農地中間管理機構の活用を図る。

6 地域農業の将来のあり方

梨郷地区は、土地利用型農業を中心とし、果樹や野菜などにも取組む複合経営が主体となっている。

地域の中心となる経営体への農地集積・集約化による農業規模の拡大と効率化、6次産業化などによる農業所得の向上を図りながら、持続可能な地域農業を目指す。

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第26条第1項に基づく農業者等の協議が行われたので、同項の規定により下記のとおり公表する。

令和2年1月27日

南陽市長 白岩孝



記

1 協議の場を設けた区域の範囲

中川地区

2 協議の結果を取りまとめた年月日

令和2年1月23日

3 当該区域における今後の地域の中心となる経営体（担い手）の状況

経営体数

法人	1経営体
個人	20経営体
集落営農（任意組織）	—

4 3の結果として、当該区域に担い手が十分いるかどうか

担い手は、十分な状況にはない。

5 農地中間管理機構の活用方法

地域の農地所有者が農地を貸出す際は、農地中間管理機構を利用した契約を検討する。

また、機構が借受けた農地の形状や作業道の状況を確認し、必要に応じて区画整備を要望するなどして、借り手が耕作しやすくなるよう機構に働きかける。

6 地域農業の将来のあり方

中川地区については、後継者が不足しており、農地の荒廃も進んでいる。後継者の育成確保をはじめ、地域を支える経営体の育成や、集落営農による低コスト生産などに取組む必要がある。

6次産業化の取組みは具体化しておらず、今後とも、調査研究をしていく。

高付加価値化については、共選でぶどうを出荷していることから、粒を揃え、良質なものを生産するよう努める。

また、デラウェアから大粒種に切り替えながら所得向上を目指す。

なお、デラウェアの潜在的需要もあることから、早期出荷などで時期をずらし生産量と売上高の確保を図る。

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第26条第1項に基づく農業者等の協議が行われたので、同項の規定により下記のとおり公表する。

令和2年1月27日

南陽市長 白岩孝夫



記

1 協議の場を設けた区域の範囲

宮内地区

2 協議の結果を取りまとめた年月日

令和2年1月23日

3 当該区域における今後の地域の中心となる経営体（担い手）の状況

経営体数

法人	1 経営体
個人	37 経営体
集落営農（任意組織）	—

4 3の結果として、当該区域に担い手が十分いるかどうか

担い手は、十分な状態にはない。

5 農地中間管理機構の活用方法

農地を貸し出す際は、農地中間管理機構を通じた契約を検討する。

また、機構が借受ける農地については、必要に応じて区画整備を要望するなどして受け手が耕作しやすくなるよう機構へ働きかける。

6 地域農業の将来のあり方

宮内地区は、高付加価値型（果樹）農業主体の複合経営が主体である。

地域を担う経営体は不足しており、高齢化が進んで荒廃農地となりつつある農地が増えている。今後一層、担い手への農地集積による規模拡大や経営基盤強化、後継者の育成確保に努めながら、農業集落の維持・発展を図る。

また、特産品の発掘や高付加価値農業、6次産業化への取組みについては、晩成種の導入などを含め検討を進める。

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第26条第1項に基づく農業者等の協議が行われたので、同項の規定により下記のとおり公表する。

令和2年1月27日

南陽市長 白岩孝夫



記

1 協議の場を設けた区域の範囲

漆山地区

2 協議の結果を取りまとめた年月日

令和2年1月23日

3 当該区域における今後の地域の中心となる経営体（担い手）の状況

経営体数

法人	2経営体
個人	18経営体
集落営農（任意組織）	—

4 3の結果として、当該区域に担い手が十分いるかどうか

担い手は、十分な状況にはない。

5 農地中間管理機構の活用方法

農業関連の会議などで農地中間管理機構について広く周知するとともに、リタイヤを検討する農地所有者へは、機構の活用を勧める。

6 地域農業の将来のあり方

漆山地区は、土地利用型農業を中心とした複合経営が主体となっている。地域の中心となる経営体は存在するが、後継者が不足している。

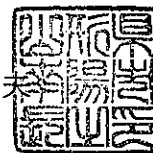
農地集積・集約化による規模拡大と経営基盤の強化を図り、持続可能な農業集落を目指す。

水稻については、有機栽培や特別栽培に取組み、果樹については、収益性の高いさくらんぼを中心に栽培し農業所得の向上を図る。

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第26条第1項に基づく農業者等の協議が行われたので、同項の規定により下記のとおり公表する。

令和2年1月27日

南陽市長 白岩孝夫



記

1 協議の場を設けた区域の範囲

金山地区

2 協議の結果を取りまとめた年月日

令和2年1月23日

3 当該区域における今後の地域の中心となる経営体（担い手）の状況

経営体数

法人	1経営体
個人	10経営体
集落営農（任意組織）	—

4 3の結果として、当該区域に担い手が十分いるかどうか

担い手は、十分な状況にはない。

5 農地中間管理機構の活用方法

農地を貸出す際は、極力相対的なやり取りを行わず、農地中間管理機構による契約を検討する。

また、機構へ一面的に確保された農地が貸出された場合は、作業道の状況等を確認し、必要な場合は区画整備を要望するなどして借り手が耕作しやすくなるよう努める。

6 地域農業の将来のあり方

金山地区では、土地利用型農業と果樹との複合経営が主体となっている。

地域の中心となる経営体は不足しており、その育成・確保が大きな課題となっている。

今後一層、担い手への農地集積による農作業の効率化や、加工用ももの生産など、地域に適した需要の高い品種の導入や直売をはじめとした6次産業化への取組も視野に入れながら、持続可能な農業集落を目指す。

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第26条第1項に基づく農業者等の協議が行われたので、同項の規定により下記のとおり公表する。

令和2年1月27日

南陽市長 白岩孝



記

1 協議の場を設けた区域の範囲

吉野地区

2 協議の結果を取りまとめた年月日

令和2年1月23日

3 当該区域における今後の地域の中心となる経営体（担い手）の状況

経営体数

法人	1経営体
個人	8経営体
集落営農（任意組織）	—

4 3の結果として、当該区域に担い手が十分いるかどうか

担い手は、十分な状況にはない。

5 農地中間管理機構の活用方法

地域の農地所有者は、農地を農地中間管理機構による貸付けについて検討する。

また、機構が借受ける農地については、形状や作業道の状況により区画整備を要望するなどして借り手が耕作しやすくなるよう機構へ働きかける。

6 地域農業の将来のあり方

吉野地区は、小規模な土地利用型農業が主体となっており、一部では畜産との複合経営が行われている。

地域では、後継者の育成・確保が大きな課題となっており、中心経営体への農地集積による農作業の効率化や、地域で特産物の発掘・開発による地域おこしと6次産業化等により、後継者の確保を図る。